

桐生市の文化財

文化財番号 303

市指定重要文化財

公開区分 非公開

種別コード 3 01 02 05

指定日 昭和38年 3月26日

指定名称

じょううんじ あづち しゅうろんきろく

浄運寺安土宗論記録

施設名称等

浄運寺所蔵



所在地 桐生市本町六丁目甲398
管理者 浄運寺

指定内容 古文書(軸装一巻)
作成年代 天正7年(1579)

概要

この記録は天正7年(1579)5月27日近江国(滋賀県)安土城下浄巖院において、城主織田信長の命により浄土宗僧と日蓮宗僧とが宗論し、日蓮宗側が負けて詫証文を取られたときの記録である。

現存する宗論記録は、当時浄土宗側の書記東山一心院五代助念が、中村浄求及び一末安心二人の懇望により自筆本を伝写したものである。この記録が浄運寺に伝わった理由については不明であるが、推考すれば浄運寺開山の玉念が当宗論の浄土宗側の主座であった関係によるものと考えられる。